仕様書

(提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務)

1 業務の概要

(1) 業務名

提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務

(2) 業務の目的

札幌市では、平成29年12月1日に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、障がいのある方がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得したり、コミュニケーションしやすい環境づくりを進めていくこととしている。

この業務は、このような環境づくりの一環として、障がい特性に応じたコミュニケーション手段*に対する市民の理解を深めるため、市民向けの講座を企画・運営するものである。

※ 手話(触手話および弱視手話を含む。)、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段。

(3) 契約候補者の選定

「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」に基づき、公募型企画競争により提案を募り、企画競争評価基準に基づき適切であると判断された企画候補者を契約候補者として選定する。

2 履行期間

契約の日から令和6年2月29日(木)まで

3 業務内容

「1 業務の概要 (2) 業務の目的」に鑑み、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ市民向けの講座を企画し、運営すること。

なお、講座の開催回数等は、以下のいずれの形態でも差し支えない。

- 会場を設営のうえ、1回完結のもの
- ・ 同一の者が複数回受講するもの(少なくとも1回は会場を設営すること)
- ・ 複数回の講座をそれぞれ別の者が受講するもの(少なくとも1回は会場を設営 すること)

4 留意事項

- ・ 受託者の構成員や使用人、関係者等を対象として実施する講座でないこと。
- 受託者の独自の考えを広めるための講座でないこと。
- 講座の参加者に、物品の購入やカンパ、協賛等を求めないこと。
- ・ 参加者が特定されない範囲において、講座の写真等を広報誌やホームページにおいて使用することがあること。

5 事業計画書等

受託者は、本業務委託契約締結後、速やかに業務の実施内容、スケジュール等を記載した「事業計画書」を提出すること。

6 業務実施報告書

講座の概要、受講者数、会場レイアウト、写真等を含む「業務実施報告書」を作成し、2月29日(木)までに紙媒体(3部)及び電子データ(報告書全体:PDF形式、写真(報告書に使用していないものを含む):JPG)をメール送付にて納品すること。ただし、メールの送付先はzaitaku@city.sapporo.jpとする。

7 完了届

業務完了後、速やかに完了届を提出すること。

8 その他

- (1) 受託者は、契約条項に基づき、市民の満足度を高めるため誠意ある対応を行うとともに、円滑な事業執行に努めること。
- (2) 業務の遂行にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者と協議すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項が発生した場合は、委託者の指示に従うこと。
- (4) 業務の遂行に当たっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の 低減に努めること。
- (5) 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この 契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報 の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

9 担当

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 在宅福祉係 三上

電話:011-211-2936 ファクス:011-218-5181

電子メール: zaitaku@city. sapporo. jp

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同 じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならな い。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における 従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全 員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託(以下「再委託」という。) してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委 託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指 定様式(本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。)に必要事 項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約 に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結 果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再 委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び 監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、 委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を 負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガ

イドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目 的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定 した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個 人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去 又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面に より委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応 じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、 直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実

地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又は そのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発 生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて 当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する 委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。